

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令 参照条文 目次

一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

◎ 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）（抄）

（要排出抑制施設の設置者の自主的取組）

第十八条の三十二 工場又は事業場に設置される水銀等を大気中に排出する施設（水銀排出施設を除く。）のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であつて、その排出を抑制することが適当であるものとして政令で定めるもの（以下この条において「要排出抑制施設」という。）を設置している者は、その要排出抑制施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、単独で又は共同して、自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存することその他の水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施の状況及びその評価を公表しなければならない。